

高額療養費制度

健康保険には「高額療養費制度」というものがあります。

月あたりの健康保険の自己負担額が（所得に応じて上限額がありますが）頭打ちになる制度です。

（暦）月に（1つの医療機関で）自己負担額が（標準報酬月額によって）定められた額以上は（後で）返金されます。（1月なら、1月1日から31日まで）

（事前に手続きをしておく、（いったん支払って数ヶ月経ってから振り込まれるという面倒がなく））窓口での請求額が月ごとに頭打ちになります。）

（年齢、標準報酬月額などにより額が違いますので、「高額療養費制度」で検索してください。）

「月あたり」なので、高額になる治療が「ある月」に収まった方が良いわけです。
お金がかかるのは

- 0) 術前検査
- 1) 排卵誘発
- 2) 採卵・体外受精/顕微授精
- 3) 培養・凍結保存
- 4) （融解）胚移植 ですが、

自己負担額は

- 0) は 1万円ぐらい（初回の治療周期前だけです）
- 1) は 2週間ぐらい連続して注射することが多いのですが、2万円ぐらい
- 2) は 採卵できる卵子の数にもよりますが、3万円ぐらい
- 3) は 卵子の数、顕微授精するかどうかにもよりますが、8～9万円ぐらい
- 4) は 使う薬にもよりますが、4～5万円ぐらい かかります。

採卵・体外受精/顕微授精は排卵誘発のすぐ後、培養・凍結保存は採卵の2～5日後、胚移植は培養・凍結保存の4週間後ぐらいになります。

採卵日から の日数	～-20	-36～-15	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	↑	↑	↑													↑					↑								
	術前 検査	日程調節 の薬を開始	排卵誘発剤の注射開始							→	→	→	→	→		採卵・受精顕微授精					胚凍結・保存								
注射開始より の日数			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				
採卵日から の日数	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	↑	↑	↑	↑	↑																	↑	↑	↑	↑	↑			
			生理が来て、移植にむけた薬を使い始めます											→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	融解胚移植	→	→	→	
注射開始より	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52

上のように術前検査から 胚移植までは1つの月には収まり切りません。
培養・凍結保存から 融解胚移植まで5週間ほどかかりますので、これもかなり難しい。

採卵と凍結を1つの月に入れるのが良いのではないかと考えております。

（採卵を月末に入れると胚凍結が翌月になります。）